

平成22年度第1回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成22年6月7日（月曜日）

午後1時30分から午後3時45分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成22年度第1回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成22年6月7日（月）午後1時30分から午後3時45分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山 泰久 委員 伊藤 恵子 委員 風間 聡 委員
河野 達仁 委員 千葉 克己 委員 山本 信次 委員

欠席委員：橋本 潤子 委員 小野寺敏一 委員 宮原 育子 委員
両角 和夫 委員

司 会 定刻前ではございますが、皆様お揃いとなりましたので、ただいまから平成22年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。
始めに、佐藤企画部長よりご挨拶を申し上げます。

企画部長 開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

今日はクールビズということで、ノーネクタイで出席させていただいております。本日は大変お忙しい中、公共事業評価部会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。林山部会長はじめ委員の皆様方には、公共事業の効率的な執行あるいは実施過程の透明性を図るために、毎回、熱心なご審議をいただき、事業担当課への助言、アドバイスをいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。本年度も引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

この4月から、県の組織改編によりまして、評価を担当しておりました行政評価室を、政策を立案する課であります政策課と統合いたしまして、より行政評価の結果が政策形成に一元的に反映されるような体制を整えたところでございます。

昨年度の公共事業評価でございますけれども、21事業の審議をお願いし、すべての事業について県の対応方針が妥当との答申をいただきました。県では、事業継続の評価結果とした20事業について、今年度も事業の推進に取り組んでいるところでございますし、残りの1事業、事業中止が妥当との答申をいただきました仙南工業用水道事業につきましては、所管省庁である経済産業省に対しまして、事業の廃止について申請を行い、承認をいただいたところでございます。

さて、今年度につきましては、12事業が再評価の対象となっております。昨年度よりも若干事業数が少なくなっておりますが、本日は、道路2事業、河川2事業、海岸1事業、下水道1事業の計6事業についてご審議をいただきまして、残りの農業農村整備事業6事業につきましては、次回の部会でご審議いただきたいと思いますと考えております。

今年度の部会審議におきましても、委員の皆様には、大変なご負担をお掛けすることになりますが、昨年度同様、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ここで、委員に異動がございましたのでお知らせいたします。今年度4月1日

付けで宮城県行政評価委員会公共事業評価部会委員に就任されました宮城大学食産業学部講師 千葉克己委員でございます。

なお、前任の富樫委員は、宮城大学と宮城県の人事交流により、今年度4月1日付けで宮城県産業技術総合センター研究連携推進監兼食品バイオ技術部長としてご就任されたため、委員を辞任されました。この場をお借りしまして、併せてご報告いたします。

それでは、部会を進めて参ります。

本日は林山部会長をはじめ、6名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、橋本副部会長、小野寺委員、宮原委員、両角委員におかれましては、所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず次第ということで、裏面が出席者名簿となっております。それから審議資料、諮問の写しとなります。資料1の部会開催日程、資料2の重点評価実施基準算出結果表をお配りしております。また、再評価調書につきましては、事前に各委員へお配りしております。お手元がない場合は、事務局へお申し付け下さい。

それでは、会議に入りますが、ご発言の際には机の正面にございますマイクのスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにして下さい。

それでは、林山部会長、議事の進行につきましてよろしくお願いたします。

林山部会長

それでは、平成22年度第1回公共事業評価部会を始めさせていただきます。先ほどご挨拶にもありましたが、クールビズということですのでネクタイ、上着もご自由にして下さい。

それではこれより議事に入ります。まず議事録署名委員を指名いたします。今回は名簿順で伊藤委員と風間委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

次に、会議の公開についてですが、宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づき当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画などにつきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようにご協力をお願いします。

各議題へ移る前に、お手元の審議資料と記載された資料をご覧ください。今年度の再評価対象事業につきましては、6月2日付けで、知事から行政評価委員会委員長へ諮問されております。行政評価委員会条例及び運営規程によりまして、公共事業再評価については、本部会で調査、審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

本日の議題は3つございます。1つ目が本年度の公共事業評価部会の進め方について、2つ目が公共事業再評価対象事業について、3つ目が事業番号1から6の個別事業の審議となっております。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、議事の（１）平成２２年度公共事業評価部会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

政策課長 政策課長を務めさせていただいております山本と申します。よろしくお願いたします。それでは、議事の（１）平成22年度公共事業評価部会の進め方につきまして、ご説明させていただきます。

まず審議資料の２，３ページをご覧ください。先程来ご説明いただきましたように、本年度の対象事業につきましては３ページに記載のとおり道路２事業，河川２事業，海岸１事業，下水道１事業，農業農村整備６事業の計１２事業となっております。

今後の評価の進め方でございますが，２ページのフロー図をご覧ください。こちらの方で，現在４番の箱囲みの部分になります宮城県行政評価委員会公共事業評価部会での審議を行っているところでございます，これと平行いたしまして県民意見の聴き取りや公表，それから評価書の作成と公表及び議会報告，来年度以降の事業への反映といったフローで実施させていただきたいと思っております。

なお，県民意見聴取の部分でございますが，なるべく広く県民意見の聴取を行っていききたいということで，６月２日の諮問と同日付で再評価調書を公表しまして，７月１日までの３０日間，県民意見聴取を行っており，県のホームページや県政情報センター，仙台を除く各地方振興事務所，地域事務所内にあります県政情報コーナー，議会図書室で再評価調書の閲覧ができるようになっております。

周知方法といたしましては，県政だより６月号，県政ラジオ，県メールマガジン，関係する市町村の広報誌等での掲載，放送により，なるべく広く意見を集めたいと考えております。今年度の新たな取り組みといたしましては，県内のコンビニエンスストアへのチラシ設置やミヤギテレビ地上デジタル放送による県からのお知らせの放映を追加しまして，広く県民の皆様へお知らせした上で意見をいただきたいということでございます。なお，この意見提出状況につきましては，第２回部会でご報告をする予定でございます。

続きまして，資料１をご覧ください。平成２２年度の開催日程でございます。部会の年間開催日程につきましては，既に各委員へお示ししておりますが，委員の皆様のご予定も確認させていただいた上で，本資料のとおり決定させていただきました。今年度は部会を５回，現地調査を１回予定しておりますのでよろしくお願いいたします。開催内容といたしましては，本日の部会と７月１６日に開催予定の第２回部会におきまして，６事業ずつ，計１２事業の概略審議をお願いいたします。第２回部会におきましては，新たな事後評価制度の案についてもご説明したいと考えております。なお，第２回部会までに，審議が終了した事業につきましては，事業継続が妥当かどうか，また，付帯意見候補の有無についての部会意見の取りまとめをお願いしたいと思います。未回答事項がある場合や審議が未終了といった場合には，次回以降の部会において報告または詳細審議を行う予定としております。この段階で，今年度の審議対象事業すべての概略審議を終える予定としておりますが，もし終わらなかった場合には，８月９日を予備日としております。次に，現地調査につきましては，９月６日を予定しております。調査対象事業の選定につきましては，概略審議を終えた段階で決定させていただきます。概略審議を踏まえまして，次は詳細審議になりますが，９月１４日の第３回

部会及び10月18日の第4回部会を予定しておりまして、第4回部会では、答申案を取りまとめていただく予定です。また、部会意見対応状況報告も併せて行うこととしております。

答申につきましては、11月上旬を予定しておりまして、年明けの2月上旬開催予定の第5回部会では、事後評価報告を行うこととしております。

以上が今年度の部会審議のスケジュールになりますが、審議状況によりまして、部会の開催回数や内容が変更になる場合もございます。

説明につきましては以上になります。

林山部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見などございますか。

風間委員 昨年のまとめの部会でも、パブコメ募集に係る意見聴取をもっと積極的に行っているかどうかという話をさせていただきました。広報手段をたくさん並べるのはいいのですが、その後コメントが少なすぎて、うまく意見が引き出せていないのではということをおっしゃっていただいたのですが、その点につきましてはどうですか。

政策課長 今回の点でございますけれども、広く県民の方々にパブリックコメントを募集しまして、県民の意見をできるだけ聴取したいということで、県政だより、県政ラジオ、メールマガジンといった考えられる手法は全て実施しております。また、今年度からの新たな取り組みといたしましては、県内コンビニエンスストアへのチラシの設置やデジタル放送での広報にも取り組んでおり、その機会を極力増やして意見の提出をお願いしているところでございます。無理に意見を聴取してくれるわけにもまいりませんので、事務局といたしましては、できるだけ聴取の機会、あるいは目に触れる機会というのを増やしていくところでございます。

風間委員 昨年お話しした時は、意見は出てこないもので、NHK等で行っているモニター制度のようなものをつくり、そこから意見を聴き取りするというような事を行ってもいいのかなと思いました。コメントとして今後参考として下さい。

林山部会長 以前、私が大規模事業評価部会の部会長の時に、高校の建て替えのような案件だと、父兄やOB、OGからたくさんの意見が寄せられました。公共事業評価に関するパブコメは少ないというのが実情でして、今後とも事務局を含めて検討していきたいと思っております。

他よろしいでしょうか。それでは、本年度につきましては資料1のとおり部会を開催していきたいと思っております。

風間委員の意見も非常に重要なことですので、記録しておいて下さい。

次に、議事の(2)平成22年度公共事業再評価対象事業につきまして、事務局からご説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、平成22年度の再評価対象事業について、概要をご説明します。最初に、審議資料の1枚目をめくっていただきまして、平成22年度公共事業再

評価調書の要旨の4ページと5ページをご覧ください。ここに公共事業再評価調書の概要として、本年度の再評価対象事業を一覧表にして掲載しております。この後、事業担当課から個別事業の説明がありますが、一番右側の欄に、総合評価対応方針案として、事業担当課の評価原案を記載しております。今年度におきましては、再評価対象となる12事業全てにつきまして事業継続としております。

次に資料2をご覧ください。A3版横長の資料です。これは今年度の公共事業再評価対象事業の重点評価実施基準による算出結果表でございます。この表は、ご覧のように評価対象事業ごとに、採択年度や完成年度、事業費、進捗率などの各事業に共通する基本的な諸元を個別の再評価調書からプロットし、さらに後ほどご説明します6つの指標による評価結果を一覧表にして示したものでございます。一覧表にすることにより、当該事業の問題点や課題の有無、あるいは要因がより明確になるとともに、それぞれの再評価対象事業間での比較も容易になるように工夫し、作成したものでございます。再評価調書による個別の審議を行う際にも活用していただく趣旨で、参考資料として部会へ提出しているものでございます。この算出結果表は平成14年度から毎年度、部会へ提出しておりますが、部会からのご意見をもとに、その都度試行錯誤を繰り返しながら指標内容を改善し、現在に至っております。

ちなみに、重点評価実施基準という考え方自体は、本県の行政活動の評価に関する条例施行規則で規定している事業の進捗状況や社会経済情勢あるいは効率性などの評価項目につきまして、定量化できる部分を指標化し、その合計点をもとに要再評価度の程度を判定し、詳細審議事業の選定や事業継続の適切性を判定する際に、参考としてご利用いただいているものであります。

それでは、各指標について簡単にご説明いたします。資料2の裏面、2ページの重点評価実施基準の説明資料をご覧ください。中段(2)に設定した指標と再評価の基準として、現在のところ6つの指標を設定しております。

指標1事業停滞年数は現時点における事業の休止年数を示しております。点数につきましては各指標とも共通ですが、4段階のランクに区分し0から3点までの配点としております。点数が高いほど問題や課題がより大きいであろうということが推定されます。指標2事業工程乖離度は、現在の事業進捗率と現計画上の事業進捗率の差、つまり現計画に比べ実際の進捗率が進んでいるのか遅れているのかを示しております。指標3事業工期延伸度は、当初設定工期に比べ現計画における工期がどのくらい伸びているかを示しています。指標4事業費増加度については、当初に設定した全体事業費と現在の全体事業費を比較し、事業費の変化割合を求めております。指標5残事業B/C値、及び次ページの指標6事業需要変化度についても、それぞれ設定のランクで数値化しております。なお、指標5のB/Cにつきましては、昨年度までは事業全体のB/Cを記載しておりましたが、部会でのご意見を踏まえまして今年度は残事業のB/Cを記載しております。また、指標6の事業需要変化度は、交通需要や水需要など事業採択時と評価時の需要の変化の度合を指標化したものです。

以上、6つの指標の合計点によりまして、(3)再評価制度の判定の項目のランク表にありますように事業継続の適切性を3段階で判定し、その段階表示を分かりやすくするために、ホワイト、イエロー、オレンジの色と略称で表示することとしています。具体的には0から6点までをW(ホワイトカード)、7から1

2点までをY（イエローカード），そして13点以上をO（オレンジカード）として表記することにしております。合計点数が低いほどその事業に問題は少なそうだと推定ができますし，逆に合計点数が高ければ，問題が大きそうだとということが推定されることとなります。

以上を踏まえまして，再び資料2の1ページにお戻りいただき，算出結果表をご覧いただきたいと思っております。表にはただいまご説明しました指標1から6までの各指標の点数と合計点が記載してありますが，表の一番右端に合計点による要再評価度の判定結果が出ております。

以上の評価方法で今年度の12事業を見ますと，すべてWホワイトカードの判定で問題が無いと思われるレベルとなっており，イエローカード，オレンジカードに該当する事業はございませんでした。なお，各指標の点数が最大値の3の場合には，他の数値と区分する意味で赤色で記載しております。今回は3か所が赤色表示となっております。

最後に資料の利用についてでございますが，委員の皆様にお配りしております再評価調書のファイルの中にも，この重点評価実施基準の結果表を添付してございますので，部会審議の際に随時ご参考にしていただければと思っております。また，ファイルの最後の部分には平成17年度再評価時の答申，評価書，審議結果の整理表を添付してございますので，併せてご活用いただければと思っております。

公共事業再評価対象事業についての説明は以上でございます。

林 山部会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明，資料2に基づきまして，何かご質問，ご意見ありましたら伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

資料中，赤字のものはあまりよくないということですよ。

企画・評価専門監 点数の0から3のうち，3点が最高点ということで，事業番号4の指標1の点数が3。それから事業番号5の指標4のところと同じく3で赤表示。それから，事業番号7の指標3のところ，ここも同じく点数がマックスの3ということで，計3箇所を赤い表示にしております。

林 山部会長 ということなのですが，この指標についてディメンションが違うので，足すの
はどうかという議論は毎回出てくるのですけれども。だから6点ぎりぎり
でホワイトに引っかかっているという感じで。

では，資料2については特段ご意見なしということにさせていただきたいと思
います。

それでは，事業審議ということで，議事の3番に入りたいと思っております。

議事次第をご覧いただければわかりますように，事業番号1番から6番まで6
事業を審議いたしますが，今回ご説明を事業種ごとに行っていただくというこ
とで，道路事業，河川事業，これは各2事業ずつ，計4事業です。

2事業ある場合には，最初に説明する事業は代表箇所として詳しく説明してい
ただいて，残りの事業についてはポイントを絞ってお願いいたしたいと思
います。事業番号順にはこだわりませんのでよろしくお願いたします。

内容については，委員の先生にはある程度事前説明されているという理解でよ

ろしいのでしょうか。

事務局 道路の交通量やB/C等、専門の分野について事前にご確認いただいております。

林山部会長 各専門分野の先生に事前にご説明とアドバイスをいただいているということなので、当初1事業あたり15分以内とありますけれども、もっと手短で結構ですので、ポイントのみを突いていただければ。当初、全体で1時半から4時半までということで3時間の予定ですが、短いほどいいのかなと思いますので、ご説明される方も極力ポイントのみをご説明いただいて、むしろ質疑の方に時間を取りたいと思います。

それで、きょうの審議で未回答事項がなく、委員の了承が得られた事業については、継続妥当として部会の意見を取りまとめさせていただきたいと思います。この部会意見につきましては、10月に開催する部会で答申案として取りまとめ、最終的に決定するという段取りとなっております。

それでは、事業番号1,2の道路事業につきましてよろしくお願ひいたします。

道路課 道路課でございます。よろしくお願ひします。

それでは、私の方からは事業番号1番の国道113号館矢間道路改良事業、それから事業番号2番の一般県道小牛田松島線初原道路改良事業の2事業につきまして説明します。

まず、国道113号館矢間道路改良事業でございます。施工地が伊具郡丸森町館矢間地内でございます。この道路は新潟県新潟市を起点といたしまして、丸森町を經由し福島県相馬市に至ります236.5kmの道路です。阿武隈川に丸森橋というのが架かっておりまして、昭和4年に架設しており相当老朽化しています。この道路は街の中を通っておりますが、屈曲しておりどうしても線形が悪いということから、今回市街地内の生活環境、交通環境改善と、交通渋滞の解消のために新たにバイパスを整備するものでございます。

9ページをご覧下さい。これが丸森の館矢間バイパスの図面でございます。2,835mということで、今申し上げた現道が、左側にちょうど富士山のような形で屈曲しているところでございます。阿武隈川に架かっております短い橋梁が今の丸森橋でございます。これらの線形改良及び市街地からの交通の回避ということでバイパス事業を実施するというものです。

1ページに戻りまして、この事業は平成8年に着手いたしまして、延長2,835m、幅員15m、車道幅員6.5mで実施しておりまして、17年度に一度再評価を行っておりますが、今年度まだ完了しないということで再々評価をお願いするものです。

次のページ、全体事業費の記載がありますが、100億円の全体事業費は再評価時まで変わりませんでした。再々評価の今回、2.9億円の縮減を図っております。これは理由で書いてありますように、盛土21万m³のうち13万m³を流用土として確保することによりまして、2億9,000万円の縮減を図り、総事業費が97億円になったものでございます。

次のページ、3ページ目でございますが、完成予定年度につきましては、事業着手時と変わっておりません。23年度でございます。後ほど工程表でご説明いた

します。事業の進捗率につきましても既に93%近く進んでおるといことで、来年度の完成に向けて事業を進めております。事業の内容の一部といたしまして、橋梁がございまして。橋梁の丸森大橋という新しい橋、この架設が本年の3月19日に完了しております。また、もう一つ小さい橋がございまして、現在上部工の工事を進めておるところでございまして。予定通り本年度の供用開始ができるだろうと考えております。

次の4ページをお開き願います。事業の概要、事業の必要性でございまして、各種計画における位置付けがございまして。それから地元情勢及び地元の意見としまして、期成同盟会がございまして、そちらの方からの事業促進要望がございまして。それから、この区間につきましましては完成後、みやぎスマイルロードプログラムというのがございまして、いわば里親制度でございまして、住民の皆さんに植栽・植樹、清掃等の維持管理を行っていただく予定となっております。

次の5ページをお開き下さい。事業の有効性ということでございまして、今回についてはまだ完成しておりませんので、効果は発現しておりません。想定される事業効果は、先ほど申し上げました交通混雑、渋滞の解消、生活環境の改善、高規格幹線道路、これは東北縦貫自動車道、それから常磐自動車道へのアクセス改善が行われます。それから、県南の二次生活圏の連携の強化ということで、このネットワークの強化によって連携が強化されるというふうに見ております。関連事業といたしましては、阿武隈川下流水回廊構想というのがありまして、ここは船下りがございまして、船下りについては新しい丸森大橋のところに船着場が設定されるものです。今のところ代替案もございませませんが、2億9,000万円の縮減を図って事業を推進していきたいと考えております。

6ページをお開き下さい。費用対効果でございまして。平成20年に国土交通省の費用便益分析マニュアルが変わりました関係で、多少数値が動いております。便益算定期間は50年ということで、40年から50年に変わった事、走行時間短縮便益、走行費用減少便益について、算出期間が変わったということから、再評価時点で2.5のB/Cが、今回全体で1.3に落ちておりますが1以上は確保しております。それから残事業につきましましては17ということで、数字的には確保されております。環境への対策については特に行ってございませませんが、先ほど申し上げましたように植栽とか法面緑化について積極的に行なっていきたいと考えております。

7ページの再評価部会意見への対応状況ですが、事業完了後も供用される丸森橋、今の丸森橋については通行規制の検討を含む適切な維持管理に努めることという答申意見をいただいております。それにつきましましては、県道としてバックアップする予定であります。丸森橋開通後は交通量の推移を見ながら重量制限をかけていく等検討もしていきたいということで、まずバイパス開通後の様子を見ていくという対応状況については現在も変わっておりません。

以上、総合評価につきましましては事業継続をお願いしたいということです。

8ページ目、これは事業着手時と現在の工程表を示しておりますが、完了年度は同じでございまして。若干出入りはありますが、23年度までに完成させるということです。9ページが先ほどの位置図でございまして。10ページは北と南が逆になっており大変申し訳ないのですが、下の方が北でございまして、ちょうど3分の2ぐらいのところに出ております細いところが新しい丸森大橋ということで、556mの橋梁でございまして。次のページをお開き願います。この道路は両側に集落があ

るということで、都市計画決定もされておりまして、都市計画決定の幅員に合わせまして両側歩道3.5mを確保した道路となっております。全幅で15mとなります。12ページですが、先ほど申し上げました橋梁2橋でございまして、上の橋が内川という川にかかっています内川橋、これは短い橋で3経間連続版桁橋というものです。丸森大橋は556mということで、これはちょっと難しい名前覚えにくいのですが、ブレースドリブタイドアーチ橋ということで、基本的にトラス橋に似たような形です。

13ページ以降が今の写真でございまして。丸森橋の通行中の状況、それから丸森市街地の通行状況、14ページも同じように丸森橋を行き来する大型車の通行状況で、非常に多く通行しています。15ページは今架設されております新しい丸森大橋です。下の方の写真は、上部はまだ製作中でありまして、下部工のみが出来上がっております丸森内川橋です。16ページが起点側のバイパス区間を施工している状況です。17ページは現道タッチ部分の終点の状況というような形になっています。18ページ目以降は費用対効果の分析資料となっております。

続きまして、事業番号2番の一般県道小牛田松島線初原道路改良事業についてご説明いたします。再評価調書をご覧いただければと思います。

場所は宮城郡松島町初原地内でございます。これは小牛田松島線という小牛田と松島を結ぶ道路でございますが、主に松島町内のバイパスをつくるということで整備を進めてきております。

7ページをご覧いただきたいと思っております。これで説明したほうが分かりやすいと思っておりますが、国道45号がピンク色で縦に走っております。松島海岸の部分も通過しておりますが、パノラマラインという路線がございまして、昔は有料道路だったのですが、これを無料にいたしまして町道となっております。緑の部分です。それから、松島町には既に町道湯の原線ということで、青色の線の道路を整備しております。ちょうどこの赤色の部分が、東西に走っております仙台松島線、いわゆる利府街道につながっていないことから、これを小牛田松島線といたしまして県が事業を進めてきたということでございます。

1ページ目にお戻り下さい。この赤い部分については、1,640mということで、平成13年度に着手いたしまして、今回事業着手後10年を経過したということで再評価をお願いするという形になります。事業費でございますが、当初19.5億円を18億円にしております。これも先ほどの事業と同じように、他の事業から土を流用いたしまして、土の購入費を削減しております。それから、路盤材等については、再生材を使いまして、トータル1.5億円の削減を行っているところでございます。

事業期間ですが、実は後ほど申し上げますが、ため池がございまして、水利権等の問題があり、水利組合との調整を行ってきておりますが、1年で交渉を終わらせる予定でありましたが、多少時間がかかりまして4年ほど経過をしたということで、完成年次を平成21年度から25年度にシフトさせていただきました。

3ページ目、事業概要に書いてありますが、用地買収はすべて終わっております。それから、工区内の橋についても終わっているのですが、残念ながら今申し上げました、ため池の代替機能補償についての水利組合との協議に時間を要したことから、4年ほど事業期間が延伸になったということでございます。また、この区間については100mほどのトンネルがあるのですが、このトンネルにつきましては平成23年度に着手いたしまして、予定通り25年度までには使用開始してい

きたいと思います。事業の必要性については、ご覧のとおり土木行政推進計画及びびまつしま都市計画マスタープランに位置付けられております。この路線は国道45号のバイパス的機能を有する路線として整備していますので、一日も早く整備して欲しいと松島町等からも要望が多く出されております。

想定される効果につきましては、現在のところ供用しておりませんので効果は発現しておりませんが、松島海岸における交通渋滞、交通混雑の解消。それから、やはり日本三景松島でございますので、特別名勝松島の環境改善や観光振興も図れるだろうと。さらに、小牛田松島線という名前もありますように、比較的広域なルートでございますので、そういった広域的な連携強化も図れると。もちろん津波等において45号が冠水いたしましても、こちらの道路は標高が高いところを走っておりますので、避難路として確保できるだろうということも考えております。

コスト縮減としましては、ただいま申し上げたとおり縮減を図っておりますが、なお維持管理につきましても、トンネル内の照明に高圧ナトリウムランプを使用することによりまして、年間20万円ぐらいの縮減を図ろうと計画しております。

5ページ目お聞きいただければと思います。着手時は費用対効果分析を行っておりませんので今回分のみを示しておりますが、全体で1.8、残事業で5.6となっております。

環境への対策ですが、ここは特別名勝松島の保護地区、第2種から第3種等に指定されております。景観的に見ると、この道路は海から全く見えません。見えないような設計をしておりまして、そういったことから文化庁の許可をいただきまして、事業を進めております。

以上のことから、この事業につきましては事業継続をお願いしたいということです。

6ページ目が工程表で、道路改良分について21年度から25年度にシフトさせていただいているというところです。7ページ目が先ほどお話しいたしました位置図となります。8ページ目はちょっと見にくいのですが、具体的な線形はこのような形になっておりまして、ほとんど山岳道路というか、山のところを切り盛りして道路築造しているところでございます。9ページ目はその切土部分と盛土部分を示したものでございます。10ページ目はトンネルの断面図です。11ページ以降は現況の写真でございます。これは言わずもがなで、国道45号の松島海岸での渋滞は慢性的となっております、それらを解消していこうということです。それから、あわせて仙台松島線も非常に交通量が増えているということで、それに接続している本路線を整備していこうというものです。12ページもこれは松島の高城というところです。今工事をしています写真が13ページ以降でございまして、まだ道路として形はでき上がっておりませんが、このような形で道路土工を中心に進めさせていただいているということで、14ページまで示しております。15ページ以降は先ほどと同じように費用対効果分析の参考資料ですので、説明は割愛させていただきます。

以上で2件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、個別に審議していきますが、まず事業番号1番、国道113号館矢間道路改良事業につきまして、ご意見、ご質問ありましたらどうぞよろしくお願ひします。

はい、どうぞ。千葉委員。

千葉委員 5ページに事業の有効性というものがありまして、(4) 県南の二次生活圏の強化とあり、連携が強化される効果があると記載されていますが、具体的にどういったことなのか、教えていただきたいのですが。

道路課 先ほど申し上げましたように、現道が丸森町の中を屈曲しておりますので、非常に通行しづらい状況にあります。特に通過交通の場合には、町の中にどうしても入らなくてはならないということから、バイパスができますと時間短縮が相当図れるということと、やはり、非常に行きやすくなることから、精神的な近接感というのが出てまいります。また、平成26年に常磐自動車道が東京まで全通する予定になっており、この道路を通して山元町に抜ける道路も整備しているのですが、それができますと非常に効果が大いということ、この圏域の方たちがそれぞれこの道路をお使いになることによって、様々なメリットが生じるということです。

千葉委員 わかりました。

林山部会長 今のご質問には、通過交通と域内交通を分離して広域化を図れるというふうに理解して、お答えになっているということによろしいですか。

道路課 アクセシビリティ、接近性がお互い高まりますから、そういった意味での効果もあります。

林山部会長 他にご意見がございませんようすし、工程も短くなり、事業費も縮減されて残事業B/Cも大きいということから、この事業番号1番につきましては、部会意見として事業継続が妥当と判断してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それではそのように、事務局の方で控えておいて下さい。

続きまして、事業番号2の小牛田松島線初原道路改良事業につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

山本委員 事業が遅れた理由ということで、ため池の代替機能補償について協議していたからということでしたが、これはもう既に解決しているのかということと、もし解決しているのであれば、具体的にどのように対応したのかを教えていただきたいのですが。

道路課 水利組合の方から要望がございまして、平成14年から17年までの間で協議をしました。ひとつは貯水量をどのように確保していけるかということで、ため池を分断するように道路が配置されるので、その逸失する部分をどれだけ新たに確保

できるかということと、水利組合の方が見回りをするのに、道路とため池に少し段差があるものですから、行き来しやすいような通路を確保してくれという要望がありました。ただ、道路をつくる際に、どこでもつくれるということではなくて、そういった管理用通路の確保とか、そういったものでなかなか折り合いがつかなかったというのが事実でございます。今申し上げましたように、平成17年10月に、水利組合と合意をしたということを受けて、いよいよ工事に入れるようになってきたものです。

林 山部会長 風間委員は、同じ趣旨でよろしいですか。

今のご質問に関しては、問題が解決し、管理用通路という対策がなされていると。他いかがでしょうか。

それでは、特段ご意見もないようですし、工程、あるいは事業費も縮減されているということですので、事業2につきましても、事業継続が妥当ということで部会の意見として取りまとめさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、河川事業2事業、南沢川と小田川につきましても要点をついていただいて、ご説明願いたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

河 川 課 それでは、河川事業2件についてご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料2の重点評価基準の算出結果ということで、今回、小田川、南沢川と2件ですけれども、こちらは両方とも判定はホワイトということでございました。ただ、小田川におきまして、指標1の停滞年数が3点となっておりますことから、その要因につきましてはこのあとの説明の中で述べさせていただきたいと思っております。

それでは、事業の説明でございますが、今回、2回目の再々評価となっております事業番号4の小田川総合流域防災事業について、初めに説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページ、ご覧いただきたいと思います。小田川につきましては、角田市を流れている阿武隈川の支川となっております。大雨時におきましては、阿武隈川の水位の上昇による影響から、小田川沿川で浸水被害がたびたび発生するという状況となっております。

概要につきまして、最初に9ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらの平面図の方で簡単にご説明させていただきたいと思っております。改修区間につきましては、一番右側になりますが、小田川水門、こちら直轄の方での施工ということで、平成9年に完成したものとなっております。この小田川水門から左側の方になります地蔵堂橋までの3.75kmが改修区間となっております。下流側、右側になりますけれども、一連区間ということで、赤で表示しております1.45km、こちら小田川水門から阿武隈急行までの区間となっておりますけれども、この区間につきまして、平成35年度までの改修ということで現在予定しております。

事業内容につきましては、標準横断面のとおりでございます。堤防の嵩上げによりまして、流下能力を上げるということで、浸水被害の軽減を図ることを目

的としてございます。

それでは、資料の1ページの方にお戻りいただきたいと思います。まず、事業内容といたしましては、築堤と河道の掘削を主なものといたしまして、その他これらの工事に伴います橋の架け替え、樋門、樋管の付け替え等となっております。事業着手は昭和50年度です。事業内容につきましては、前回、平成17年度時の評価の時点で変更がございました。その内容につきましては、1ページの下に簡単に記載してございます。まず、事業につきましては、平成11年度におきまして、他の河川の事業重点化ということで、休止してございます。その後、浸水被害の発生と、あとは地元からの強い要望ということで、平成18年度から再開してございます。その際に、計画の見直しを行ってございます。それまでの計画といたしましては、河道改修プラスダム建設ということで、小田川全体といたしましては治水安全度を50分の1とする計画でございました。それをダムの建設を取りやめまして、河道の改修のみということで現実的な治水安全度というところで、10分の1を目標とする計画に変更したものでございます。その結果といたしまして、堤防がこれまでの計画よりも高くなると、また幅が広くなるということで、事業内容におきましては築堤の土量、また事業費におきましては築堤の工事費と用地費といったものが増えるといった結果となっております。なお、今回におきましては、前回からの変更はございません。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。事業費の増減につきましては、ただいまご説明いたしましたとおりとなっております。また、事業期間につきましても、平成11年度から平成17年度までの7年間の休止、それから築堤工事、用地買収等の増といったものを要因といたしまして、前回の評価時に完成予定を平成50年度までということで変更したのとなつてございます。なお、この7年間の休止といったものが先ほどお話いたしました事業の重点評価基準の算出結果というところでの指標1の停滞年数が3点となった要因となっております。

次に、3ページをご覧いただきたいと思います。こちらの下段の事業をめぐる社会経済情勢でございますけれども、過去の主な浸水被害といたしまして、昭和61年、平成8年、平成14年、平成19年といった年度で発生してございます。なお、ちょっと一部修正をさせていただきたいと思うんですけれども、一番下の行のところ、「早期事業再開が要望されている」という記載となっておりますけれども、こちらを「早期事業再開が要望され、平成18年度から事業が再開された」という内容に記載を修正させていただきたいと思います。

それでは次に、4ページをご覧いただきたいと思います。事業の有効性、代替案の比較につきましては、これまでご説明いたしました内容となっております。それから、費用対効果についてご説明申し上げます。まず、全体の費用対効果につきましては、前回の評価時点の算出結果といたしまして2.102となっておりますが、今年度時点におきましては1.123という結果となっております。この違いの要因といたしましては、5ページのところに記載しておりますとおり、前回の評価後に作成されましたハザードマップの氾濫解析結果の採用であったりとか、被害額の算定における基礎となります単価等について最新データを採用したということとなっております。あと、もう一点といたしまして、昨年度と同様のやり方になってございますけれども、洪水が上流から来るとということで、堤防が一連区間で締め切れるといったことになって初めて洪水が防げるということがござ

いまして、そういったことで事業効果の発生時期といったものを事業の完成等に合わせまして発現するといったふうに昨年の評価の時に見直しておりまして、そういった内容によるものとなってございます。それから、残事業の費用対効果につきましては、今年度時点で2.899となっております。なお、便益の概要、算出根拠、こちら5ページの方になりますけれども、こちらにつきましては昨年同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、6ページをご覧くださいと思います。前回の部会意見とそれに対します対応状況についてでございます。まず、意見といたしましては、橋梁架け替えに関して農地整備計画などの社会情勢の変化に対応して、橋梁の統廃合も検討する場を設けるとともに、住民に十分説明することといったものでございました。これに対しまして現在の対応状況といたしましては、関連いたします周辺の農地整備計画が現時点でまだ未策定という状況になってございますので、今後、農地整備計画が策定される段階におきまして整合を図りながら角田市及び地域住民と協議を進めていくこととしてございます。

続きまして事業番号3の南沢川総合流域防災事業につきまして説明させていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。南沢川につきましては、登米市を流れる北上川の支川となっております。先ほどの小田川同様、大雨時におきましては北上川の水位の上昇といった影響を受けまして、南沢川沿川では浸水被害がたびたび発生しているという状況となっております。

概要につきまして9ページをご覧くださいと思います。本事業の改修区間といたしましては、こちらの左側の方が下流となっておりますけれども、下流域におきまして国直轄で施工いたしました2-7区間、2.2キロの区間になりますけれども、こちらを除きまして上流部分の3.1キロ区間となっております。この区間には南沢川の改修に伴いまして、それぞれ南沢川の支川となります石貝川、黄牛川、伊貝川、北沢川といったものが合流しているということで、こちらの合流部の処理といったものを含んだ内容となっております。事業といたしましては、下の標準横断図のとおり、堤防の嵩上げと河道の掘削ということで、流下能力を上げ、浸水被害の軽減を図るといったことを目的としてございます。

資料1ページにお戻りいただきしたいと思います。事業着手は平成13年度となっております。事業内容につきましては、今ご説明いたしましたとおり、掘削、それから築堤といったものを主なものといたしまして、その他これらの工事に伴うそれぞれの附帯工事といったものとなっております。なお、事業内容、事業費とも当初からの変更はございません。

次に、2ページをご覧くださいと思います。事業費の内訳につきましては記載のとおりとなっております。事業期間につきましても、当初の完成予定から変更はございません。なお、南沢川につきましては、県といたしまして事業を重点的に進めておりまして、進捗率につきましてもプラスの値となっております。

次に3ページをご覧くださいと思います。こちら、事業の進捗状況と今後の進捗見込みということでございます。まず、下流域におきましては、国直轄で実施いたしました2-7区間の改修ということで、こちら平成19年度に完了しております。黄牛川、石貝川の合流部の処理になりますけれども、こちらにつ

きましては今年度完了予定となっております。また、昨年10月の台風18号によりまして家屋の浸水被害が発生いたしました北沢川、南沢川の合流部分にあります横山地区につきまして、早期に浸水の解消を図るということで、昨年度の末から築堤、掘削に着手いたしておりまして、こちらも今年度中に完了する予定となっております。この他左岸側におきましては、中流部の伊貝川合流部から上流の築堤を順次進めまして、平成30年度を目途にこちらの左岸側の方に国道45号が通っておりますけれども、この地帯は浸水の常襲地となっておりますので、こちらの解消を図るということで、その後右岸側の方の築堤を進めて平成40年度の事業完了を予定してございます。

それから、事業を巡る社会情勢ということで、過去の主な浸水被害といたしましては、昭和61年、平成11年に甚大な浸水被害が発生していると。それから昨年10月の台風18号によりまして浸水被害が発生したという状況となっております。

次に、4ページをご覧くださいと思います。こちらの事業の有効性、代替案の比較につきましては、これまでご説明した内容となっております。

それから、5ページ目をご覧くださいと思います。費用対効果でございます。まず、全体の費用対効果につきましては、事業着手時点の算出結果といたしまして、1.417となっております。それに対しまして今年度時点では1.115という結果となっております。この違いの要因といたしましては、こちら記載してございますとおり、先ほどと同じように氾濫解析の結果を踏まえ、また被害額の算定におきまして基礎となります単価等の最新データの採用によるものといったこととございます。残事業の費用対効果につきましては、今年度時点で3.849という結果となっております。なお、便益の概要、算出根拠につきましては、先ほど同様説明を省略させていただきます。

次に、6ページをご覧くださいと思います。環境対策といたしまして、南沢川につきまして、ウグイの生息地ということで、国指定の天然記念物に指定されておりますことから、工事にあたりましては常に水深を確保するといったような方法により、工事による影響を最小限に留めるよう配慮して行っているという状況となっております。

簡単でございますけれども以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、個別に審議していきたいと思いますが、最初に事業番号4の小田川につきまして、ご意見、ご質問ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

河 野 委 員 事業の完成年度が平成50年だということですよ。もう少しこれを早めに終わらせるということは不可能でしょうか。というのは、今残事業で2.899の費用便益費がありますけれども、急げばさらに上がりますよね、このベネフィットの出方だと。ということは、理論上は早めた方がいいのですけれども、どうでしょうか。

河 川 課 事業期間を平成50年ということで、前回の評価時に設定したのですけれども、その内容といたしましては、まず7年間の休止があったということで、その7年

間がプラスされたと。それから、築堤、堤防自体の規模が大きくなったということで、それに係ります用地買収等が当初の計画よりもかかるといったこと。それから、先ほどお話し申し上げましたが、橋梁の統廃合ということでの部分で、まだ農地計画の方が動き出してないという状況がございまして、そういったことも踏まえて平成50年度という設定をしたようでございます。ということで、今の段階では何とも期間を詰めるということは難しいのかなと考えてございます。

林 山部会長 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

千葉委員 今回の質問に関連するのですが、農地整備がまだ動いていないということで、9ページを見ますと農地整備の計画が3地区あり、これが実際に動いていないということですか。

河川課 資料の4ページをご覧くださいと思います。

こちらに関連事業の概要、進捗状況等ということで記載してございました。こちら説明が漏れてしまったのですけれども、関連する事業といたしまして、こちら平成26年からと平成30年からの事業予定といった状況になってございます。

林 山部会長 他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特段ご意見は無さそうですが、かなり事業が長期化するということで、諸事情、もちろん財政状況や関連事業との調整もあるでしょうけれども、できる限り早期完了の方向で検討いただいて、これはあえて書く必要はないと思いますけれども、部会といたしましては事業継続妥当ということで取りまとめさせていただきますがいかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、事業4についてはそのように取り扱わせていただきます。

続きまして、事業番号3の南沢川につきましてご意見、ご質問等よろしく願いいたします。

風間委員 特殊堤が1箇所入るということですが、具体的に、どこにどういう形で入るのか教えていただきたい。

河川課 9ページの図面をご覧くださいと思います。上の平面図になりますが、左側の方に黄牛川がございまして。黄牛川の南沢川との合流付近にトンネルと書いてございまして、こちら気仙沼線になっております。気仙沼線の橋脚、橋台について制約を受けまして、通常の堤防では施工できないということで、ここの部分で特殊堤になってございます。

林 山部会長 よろしいですか。他いかがでしょうか。

それではこの件につきましても特段無いということで、今のご回答で風間委員よろしいですね。

それでは、事業3の南沢川の防災事業につきましては、事業継続妥当ということで部会意見として取りまとめさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、事業番号5の仙台塩釜港海岸高潮対策事業につきまして、これも要点についてご説明願いたいと思います。

港湾課 港湾課長の平間でございます。それでは座って説明させていただきます。

事業番号5，仙台塩釜港海岸高潮対策事業でございます。

当該事業の施工場所は、塩釜市貞山通海岸通地内となっております。位置図は調書の8ページを参照いただきますが、塩釜港内の仙石線本塩釜駅側を海岸通・港町地区、貞山運河側を中の島・貞山通地区としております。

事業目的ですが、当該地区は昭和35年5月のチリ地震津波で大きな被害を受けております。調書4ページの事業の必要性に記載しているとおり、死者2名、負傷者76名、家屋の流出・倒壊17棟、家屋浸水1,017棟となっております。そのときの写真を調書の12ページにつけております。今後高い確率で宮城県沖地震の発生が想定され、津波・高潮被害の対策が必要であることから、胸壁等の整備を行ない背後地の安全確保を図るものでございます。

今回評価対象箇所は調書8ページの赤実線の中の島・貞山通地区と、海岸通・港町地区です。中の島・貞山通地区は平成17年に工事を完成してありまして、海岸通・港町地区の青色実線の部分が残工事となっております。また、黄色実線の牛生地区、及び海岸通地区は今回評価対象外の地区であります。昭和56年度から平成7年までに工事を完了してあります。整備は当該地区のチリ地震津波の既往最高潮位D L プラス3.6mを基準とし、これより低い箇所を浸水想定区域として胸壁等の整備を行ってございます。調書の9ページに図面を付けてございます。調書11ページに写真を付けてありますのでご参照ください。

事業内容の経過の説明について、1ページになります。事業内容の変更状況及び要因、事業内容ですけれども、事業着手時、これは平成8年度ですけれども、中の島・貞山通地区胸壁延長2,550mで計画しておりました。平成17年の再評価時の事業内容の変更点は、調書19ページの図面を参照いただきますが、平成14年に工事の経済性と港湾荷役の効率性を再検討した結果、胸壁法線を調書19ページの赤色点線、港の岸壁を沿う形で計画していたものを臨港道路沿いに直線に変更しました。このことにより、工事延長を2,550mから1,924mに626m短くすることができました。このとき通路の確保のため陸閘を10カ所追加するとともに、中の島・貞山通地区が平成17年度末に完成することから、新たに港奥部側の海岸通・港町地区が新規採択となり、胸壁385m、陸閘1基、水門1基が事業に追加されました。再々評価時の事業の内容の変更点は、平成20年度に海岸通・港町地区の水門取り付け部の詳細設計を実施した結果、水門取り付け部の延長が385mから381mと4m減となった点と、港湾利用者からマリゲート付近の観光船乗降客の利便性向上のために通路を確保してほしいと要望がありましたことから、陸閘1基を増やし2基に変更となった点でございます。

調書2ページをご覧ください。事業費についてですけれども、事業着手時、これは平成8年ですけれども、中の島・貞山地区の延長2,550mについて、全体事業費12.2億円で計画しておりました。再評価時、これは平成17年の事業費についてですが、中の島・貞山通地区の胸壁法線の変更により延長は減りましたけれども、海岸通・港町地区で延長385mを追加し、全体延長が2,550mから2,309mに変更とな

りました。事業費は胸壁が12.2億から9.1億円に3.1億円減額となりましたが、水門1基、陸閘11基が追加され、結果5.7億円増額となる結果となりました。また、中の島・貞山通地区の法線の変更に伴い、民有地に胸壁を施工する必要性が生じたため、用地及び補償費として3,000万円が増額されました。このことにより事業費はトータルで12.2億円から15.1億円に2.9億円の増額となりました。再々評価時、今年度の事業の変更につきましては、胸壁については2,309mから2,305mに4m減ったものの、詳細設計の結果、軟弱地盤に対する対策が必要であるため事業費が9.1億円から12億円、2.9億円増額となりました。水門・陸閘工については、陸閘が1基増工となりました。水門は詳細設計の結果、軟弱地盤の改良費が増工となったこと、また塩釜市を流れます新町川を日常往来している船舶の利用を考えなくてはならないことから、仮設が不要で下部工を工場で作成するハイブリット構造を採用したため、事業費が5億円増額となる結果となりました。この結果、事業費はトータルで15.1億円から23億円、7.9億円の増額となりました。以上の理由により重点評価実施基準の指標4が3となっており、残事業としましては、水門1基と水門前後の取り付け部の胸壁78mでございます。

続きまして、3ページの事業期間について説明します。事業着手時の平成8年には、平成8年度から17年度までを計画してございました。再評価時の平成17年度には中の島・貞山通地区が平成17年度に完成し、海岸通・港町地区が新規追加されたことから、完成年度を平成17年度から22年度に延期しました。再々評価時では、計画的に事業費を割り付けることができなかったことや、水門部の工事が海中部の施工となってくるため、養殖に影響のない期間の4月1日から8月15日までに工期が限定されることなどの結果から、完成予定年度を平成22年度から平成26年度に変更せざるを得ない結果となっております。

5ページの費用対効果についてでございます。費用対効果の算出については、国土交通省の海岸事業の費用便益分析指針及び治水経済調査マニュアル案に基づき、想定浸水被害の被害額を算出しております。建設費には今回評価対象と同一浸水区域となります8ページの黄色線で示した関連事業の海岸通地区と牛生地区の施工費8.4億円を上乗せしております。このため、2ページの全体事業費、5ページの全体建設費が相違となっております。主な便益は浸水想定区域内の一般被害額として家屋、家財、事業所の被害額と公共土木施設被害、これは橋、道路、公園等ですけれども、それから、公益事業被害額、電気、ガス、水道等で算出しております。便益発現条件としまして、整備地区全体が完了するまで単年度ごとの便益は計上しないことにしております。中の島・貞山通地区は、平成17年に地区全体が完了しているため、今回便益を計上しました。5ページの表は、中の島・貞山通地区と海岸通・港町地区を合わせた全体の費用対効果の表になってございます。前回、平成17年の評価時はB/Cが6.3でありましたが、今回評価では4.4となっております。残事業B/Cは21.5であります。全体B/Cより高い理由は、算出条件として便益は地区全体が完了するまで計上しないが、建設費用は年々残事業が少なくなるため高くなるという点です。詳しくは14ページに地区ごとに全体のB/Cを表に掲載してございます。14ページでございますけれども、今回お手元に訂正版をお配りしてございます。具体的には14ページの事業期間、平成9年度が8年度でございます。また、表の一番右の2地区合計の表のタイトルの部分の浸水家屋数は102戸ではなく727戸でございます。お配りしました資料に差

し替えをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

6ページをご覧ください。事業の効率性ですが、全体事業費のB/Cは、1)の中の島・貞山地区では浸水面積37ha、家屋数45戸、事業所数57カ所があり、平成17年度に工事を完成しており、地区全体のB/Cは1.9となりました。地区の図面は8ページ、写真は10ページに記載しております。2)の海岸通・港町地区は浸水面積57ha、家屋数682戸、事業所数505カ所があり、全体事業費でB/Cは7.4です。残事業のB/Cは21.5となりました。2地区合わせた全体では浸水面積94ha、家屋数727戸、事業所数562カ所であり、全体事業としてのB/Cは4.4となり、残事業は海岸通・港町地区のみのB/C21.5となっております。

環境への影響と対策については、地域指定状況については無しとなっております。環境と対策については、居住地が住居と隣接しているため、施工機械は低振動、低騒音機種を採用しております。また、海上工事の施工については漁協等と調整を行い、海面養殖に影響のない時期に行うなど、環境等に配慮してまいります。

再評価実施状況ですが、平成17年度に再評価を実施しておりますが、評価結果は事業継続となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

林 山部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業番号5番につきましてご意見、ご質問よろしく願いたいと思います。

山 本 委 員 これはむしろ調書の書き方の問題だと思うのですが、2ページの事業費増減対照表で、再評価時からの増減額が書いてあるのですけれども、最初7.9億円増で88%になるのかなと思って見たら、事業着手時に対し計算して88.5%の事業費増加度となっていたと。間違っているわけではないので、できれば、調書の書き方としては再評価時からと、当初からの事業費の増というのを分けて書かれるか、あるいは事業費増加度の算出結果に合わせて、当初事業費からの増加に合わせた方が分かりやすいかなと思いました。内容的には間違っていないことは今確認しましたので問題は無いと思います。

林 山部会長 他、いかがですか。

河 野 委 員 19ページで、当初点線の部分に胸壁を整備する計画であったのを、実線の方に変更したということでした。どのエリアの財産を守るかというのはかなり微妙な問題だと思うのですが、どのような理由で変更したのかをお聞きしたいのですが。例えば、費用便益分析的には、この胸壁が延びて費用が大きくなったとしても、その分ベネフィットが上がれば、当然点線の方が良くなるわけですが、そういった検討もされたのか、あるいはまた別の事情があったのかということをお聞きしたいと思います。

港 湾 課 最初の山本委員のご質問はよろしいですか。

林 山部会長　これはあとで統一していただくように修正させていただきます。

港 湾 課　19ページの赤点線を実線に直したというのは、平成14年度にここの事業が入るときに、中の利用者、特に港湾の荷役業者の方とご相談した結果、赤点線のようにやってしまうと荷役活動ができなくなるという形の苦情というのか、これでは荷役ができないという形になってしまったわけです。海岸通の中には工場とか、それから荷役業者の事務所等もあったので、当初はやはりそういったところを浸水被害から守っていかうという形だったんですけども、陸開というか、通るためのゲートをかなり多く設置する必要があるという点と、いわゆる岸壁の背後にそういった貨物を集積する野積み場があるので、そこを分断されてしまうともう荷役の規制が出てしまうということで、主にはそういった港湾としての荷役が出来なくなるという形の中から、こういった法線の検討をしたという形でございます。

林 山部会長　他いかがでしょうか。

今の荷役の問題というのは、計画立案段階ではヒアリングしなかったのか、逆に言うと、最初から聞いておけばということにはならないのですかね。

港 湾 課　最初は、先ほど説明したように事務所や工場を守らなくていいのかということで、事業計画としてはエプロンの線と臨港道路の間を追いかけていくという感じで立てていました。ただ、ここの貞山地区なり中埠頭という隣の地区というのは、どちらかというと栈橋で出たような、埋立地として出した栈橋形式なので、他の港の場合もやはりそういった場合には、いわゆる出島の中の方で区切っているという形も多かったということもあって、利用者によく相談した結果、こういう結果になったということでございます。

林 山部会長　他いかがでしょうか。よろしいですか。

本事業については2つご意見があったかと思えます。

資料2の算出結果表と、この事業費増減対照表における事業費の増減について、これはどちらに合わせるのが正しいのでしょうか。このプラス88%が読み取れるように調書を直すということですかね。

事 務 局　資料2の重点評価実施基準については、あくまでも当初の事業計画との比較ということで、この度合いを指標として設定しております。調書における事業費増減対照表も同じく事業費増減の比較ですが、今回この海岸事業は再々評価となっており、調書上では再評価時からの増減を記載しております。ただ、事務局としても、統一して事業着手時との比較にするというよりは、その場合によって使い分けているという形をとっています。

林山部会長　ルールが無いということですか。

事 務 局　統一するべきだと思います。その辺りも今後調整したいと思います。

山本委員 昨年度までの部会においても同じ議論があって、毎回事業費が増加していくと重点評価基準に引っかからないのではと。それはまずかろうということで、当初との比較にすべきとなり、重点評価基準はそれで統一されているので問題は無いのですが、重点評価基準の数字と調書の数字を分からないで見ると、数字が合わなくて変な感じがするので、分かるように書いていただければいいということだけだと思います。２段階にして書くか、当初と前回評価時からの増加率というように２つ並べてもらえれば良いだけかと思います。

林山部会長 よろしいですか。すべての事業について前回評価時との増減、それと着手時との増減を２つ書くということで統一してもらっても構わないですか。

事務局 調書上での記載の仕方ですとか、細かいところは後ほど調整します。方向性としてはそのような方向で進めます。

林山部会長 載せ方というか、見せ方だと思うのですがけれども、記載し、分かりやすくすると。

２つ目のエリア変更の理由というのは業者とのヒアリングからということで、これも今後計画見直しというのは無くなることはないのかもしれませんが、パブリックインボルブメントみたいなものも多くなっていますので、この事業だけという意味ではなくて、できる限り着手時にいろいろな意見を聴取してから進めればということをお願いしたいと思います。これは調書には掲載する必要はないと思うのですがけれども、以上の２点かと思います。

それでは、事業番号５の仙台塩釜港海岸高潮対策事業につきましては、継続妥当ということで部会意見として取りまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいですか。それではそのようにお取り計らい下さい。

どうもありがとうございました。

続きまして下水道事業、事業番号６の北上川下流流域下水道事業につきまして、要点をかいつまんでご説明をお願いします。

下水道課 それでは、事業番号６、北上川下流流域下水道事業についてご説明申し上げます。下水道課長の武井でございます。よろしくお願いたします。

まず、事業の目的でございます。石巻市と東松島市を対象に下水道の整備を行ない、地域住民の良好な生活環境及び居住環境を確保するとともに、都市の発展及び旧北上川、鳴瀬川、定川などの公共用水域の水質保全に寄与することを目的としております。

９ページをご覧いただきたいと思っております。９ページに下水道処理区域の全体計画の図面が載っております。この黄色で着色しておりますところが下水道の処理区域でございます。主な施設といたしましては、赤く着色されておりますこの太い線、実線が流域の幹線管渠でございます。丸でPと書いております、ちょっと見づらいますが、これが中継ポンプ場、３カ所ございます。そして最後に四角でTと旧北上川のところにございます、これが処理場という計画になっております。それぞれ下の方に諸元が記入してあります。幹線管渠が延長27,560m、ポンプ場が３カ所、処理場につきましては全体処理能力が56,000m³/日、水処理施設

は標準活性汚泥法を採用しております。それから処理場につきましては、1枚めくっていただきまして10ページに処理場の施設の状況が記載されております。青で着色されておりますのが現在稼動しております施設でございます。沈砂池ポンプと水処理施設管理棟がございまして、汚泥関係の施設、そして放流ポンプから放流するというような形になっております。

11ページには、処理場にございます主な施設の写真がございまして、それぞれその施設の目的を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

続きまして、1ページに戻りまして、事業内容についてご説明申し上げます。平成3年度の事業着手時と、前回平成12年度の再評価時は同じ内容になっております。今回の再々評価時では、処理区域面積が3,513ha、処理人口11万3,800人、処理汚水量56,000m³/日、流域幹線延長27,560m、ポンプ場3カ所となっております。これは、社会情勢の変化に伴い計画区域及び計画フレームについて、全体計画の見直しを行った結果、計画汚水量が78,650m³から56,000m³に、3割ほど減少しました。また、処理施設も4系列の計画から3系列に減少しております。先ほどご説明しましたように、青い部分1系列が現在稼動しております。

続きまして、事業費についてご説明を申し上げます。建設費は事業着手時では325億5,000万円、再評価時では450億円、今回の再々評価時点では480億4,000万円となっております。また、再々評価時では施設の老朽、劣化対策によります改築費といたしまして814億8,000万円を見込んでおります。総事業費を1,295億2,000万円としております。なお、改築費は費用便益算定期間であります事業開始の平成3年度から事業が完了する平成35年度の50年後ですから85年までの期間に、各施設の耐用年数が経過したごとに改築を行うものとして計上しております。

2ページをご覧いただきたいと思います。重点評価実施基準の指標4に指定されております事業費増加度については、47.6%となりました。この数値は重点評価実施基準において2点の判定となります。なお、各指標の結果につきましては、後ほど大きな表でまとめてご説明させていただきます。事業着手時からの増加要因といたしましては、当初の概算額算出と実際の実施額の大幅な相違、それから物価の変動が生じたこと、さらには下水処理の過程で発生いたします汚泥を効率的に濃縮、減量化するための対策といたしまして、分離濃縮を導入する予定であるためでございます。加えて、処理場や幹線については、将来予想されております宮城県沖地震等の大地震に対しての被害を軽減するため、事前に実施いたします耐震化事業の追加によるものでございます。

事業の進捗状況につきましては、事業期間は事業着手時と再評価時においては事業採択年度が平成3年度、完成予定年度は20年度となっております。今回の再々評価時では採択年度は同じでございますが、平成18年度に計画変更、それから関連市の整備計画の変更を受けまして、完成予定年度が平成35年度に延伸されております。また、当事業は休止していませんので、重点評価実施基準の指標1でございます事業停滞年数は0年となります。これは重点評価において0点の判定となります。さらに、重点評価実施基準の指標3でございます事業工程延伸度でございます。当初、予定事業期間は平成3年から平成20年までなので18年、変更後予定事業実施は平成3年から平成35年までなので33年となります。33割る18で1.83となります。これは重点評価において1点の判定となります。平成22年度までの進捗率は、75.2%でございます。これは平成22年度までの実績事業費36

1億4,000万円を全体事業費の480億4,000万円で割ったものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。重点評価基準の指標2でございます事業工程乖離度は14.6%となりました。これは、重点評価において0点の判定となります。累化年単純割額でございますが、これは291億2,000万円でございますけれども、これは全体事業費480億4,000万円を事業採択の平成3年から完成予定の35年までの33年間で割って、さらに3年度から現在まで、22年度までの20年間を掛けて算出しております。

それから、事業の進捗状況については記載のとおり財政悪化による事業の減少、それから上位計画でございます北上川流域別下水道整備総合計画との整合を図るため、目標年次の延伸を図っております。今後の進捗見込みでございますけれども、流域関連市の整備状況に合わせて段階的に整備を行うこととしております。

続いて、事業の必要性及び有効性の説明をさせていただきます。まず、事業の必要性でございますが、当事業は上位計画でございます北上川流域別下水道整備総合計画の中に位置付けられておりまして、関連公共下水道は汚水処理計画のマスタープランでございます宮城県策定の生活廃水処理基本構想の中に位置付けられております。また、社会経済情勢といたしまして、下水道は今日の都市生活において欠くことのできない施設であり、国が国民に保証する最低限の生活水準を維持するための施設としての認識が定着しております。本県の下水道処理人口普及率は、平成20年度末75.9%、全国平均を若干上回っております。本流域は48.6%となっております、下水道整備が遅れている状況となっております。地元情勢、地元の意見につきましては、宮城県土木部が平成18年度に1,499名の県民に対してアンケート調査を行ない、宮城県土木行政満足度調査として取りまとめしております。アンケートの結果を見ますと、下水道事業は満足度が51%、重要度が40%と、いずれも高い結果が出ております。さらに、県民向けに下水道事業の理解と関心を高めるための啓蒙活動として処理場の見学会を毎年開催しておりまして、平成20年度は153人の方が見学に訪れております。

4ページをご覧いただきたいと思います。事業の有効性でございます。当事業の効果の発現状況といたしまして、計画区域内の主な環境基準でございます旧北上川下流の門脇、定川下流の定川大橋、鳴瀬川下流の小野橋の3点ではいずれも河川水質は環境基準を満足しております。経年変化につきましては12ページに記載しております。近年、門脇、小野橋におきましては環境基準でありますBOD 3mg/l以下に対しまして、1mg/l前後、定川大橋におきましてはBOD 5に対して2前後と良好な状況を保っております。想定される事業効果として、今後も下水道事業が進捗していく中で、さらなる公共用水域の水質改善が期待されております。事業の必要性及び有効性についての説明は以上でございます。

続きまして、事業の効率性の説明をさせていただきます。まず、関連公共下水道の普及率は、石巻市で44.7%、東松島市では57.1%、全体で48.6%でございます。なお、ここでいうところの普及率は、処理人口普及率でございまして、これは整備済みの区域内人口を行政区の人口で割ったものでございます。代替案との比較検討につきましては、北上川流域の中で各市における下水道施設計画の検討が行われまして、各市が単独で処理を行うのではなく、現計画のとおり2市を1処理区とした流域下水道による事業実施が最も経済的であることが示されております。コスト削減計画につきましては、各施設について調書記載のとおり

りコストの縮減を図っているところでございます。

5 ページをご覧いただきたいと思います。費用対効果でございます。費用対効果算定にあたりましては、下水道事業における費用効果分析マニュアル案を採用しております。表に記載のとおり、重点評価基準の指標 5 でございます費用便益費 B / C は、再評価時点で 1.17、再々評価時点では 1.377 となります。再々評価時の費用効果分析手法は、現在価値比較法を採用しました。便益算定期間は、事業開始年度であります平成 3 年度から完成予定年度の平成 35 年度の 50 年後であります平成 85 年度までの 83 年間とし、社会割引率は 4 % としております。なお、社会割引率とは、将来の費用の価値は現在の費用の価値より低いと認識されるため、その価値、低減割合を示したものでございます。結果は表にございますとおりであります。費用項目といたしましては、建設費、維持管理費、用地費をそれぞれ算出したしまして、それらを現在価値に換算し合計したものを費用の現在価値としています。便益項目といたしましては、周辺環境の改善、居住環境の改善、公共用水域の水質保全をそれぞれ現在価値に換算し、その合計に残存価値を加えたものを便益の現在価値としております。なお、便益は代替費用法を用いまして、周辺環境の改善効果といたしましては、水路の覆蓋費、水路底部清掃費用、居住環境の改善効果といたしましては、浄化槽設置費、浄化槽維持管理費、浄化槽施設占有費、浄化槽汚泥処理施設建設費、浄化槽汚泥処理施設維持管理費、それから浄化槽汚泥処理施設用地費を見込んでおります。さらに、公共用水域の水質保全につきましてはマニュアルに記載されております 1 戸当たりの W T P 支払意思額の例を参考に W T P 掛ける対象区域内戸数で計上いたしました。現在価値は対象期間でございます完成予定年度から 50 年経過時点において耐用年数を経過していない施設の費用及び便益をそれぞれ算出して、その合計の差をとったものでございます。

6 ページをご覧いただきたいと思います。6 ページは、5 ページで示しました費用便益の内訳となっております。内訳につきましては表のとおりでございます。事業の効率性につきましては以上でございます。

続きまして、環境への影響と対策についてご説明申し上げます。処理水の放流先であります旧北上川においては、処理水が放流先に与える影響を把握するために、年 2 回の水質調査が行われております。環境基準は B O D が 3、S S が 25 以下であります。平成 20 年度は夏季、冬季のいずれも環境基準を達成しております。また、処理場から発生した汚泥につきましては、全量をセメント工場へ搬出したしまして、セメント原料として有効利用を図り、循環型社会の形成に努めております。環境への影響と対策については以上でございます。

別添の資料 2、平成 22 年度公共事業再評価対象事業重点評価実施基準の算出結果表をご覧いただきたいと思います。評価値をまとめたものでございまして、6 番目のところが下水道の北上川下流域下水道事業でございます。まず、指標 1 の事業停滞年数は 0 年でございますので、点数といたしましては 0 点、指標 2 の事業工程乖離度が 14.6% でございますので、これも 0 点となります。指標 3 の事業工期延伸度は 1.83 でございまして、これは 1 点。指標 4 の事業費増加度が 47.6% でございますので 2 点となります。指標 5 の残 B / C は 1.87 で 0 点。また、指標 6 の事業需要変化と判断理由につきましては、需要はほぼ同じであると考えられるため 1 点といたしまして、合計 4 点となります。この合計点は重点評価に

において事業継続に問題がないと思われるレベルであることから、今後の対応方針としては事業継続と判断しております。

8ページをご覧くださいと思います。8ページは事業のスケジュール表でございます。事業スケジュール期間は前述したとおりに、平成3年度から平成85年度までの83年間となります。そのうちの平成30年、58年、85年と三段書きになっております。表におきまして灰色の線は再評価時点での事業スケジュールを表しております。ピンクの線は再々評価時点での設置に係る事業スケジュールでございます。それで、青の線は再々評価時の改築及び耐震化事業に係る事業スケジュールをそれぞれ示したものでございます。

9ページから11ページにつきましては先ほどもご説明申し上げました。

12ページは環境基準のそれぞれの数値でございますので、後をご覧くださいければと思います。

13ページでございますが、これが短期的事業計画を示しております、今後10年間の事業計画は表に示すとおりでございます。なお、表において黒字で記載されている項目は新設に係る設置費用でございます、赤字は耐震化費用、青字は施設の改築費をそれぞれ記載しております。流域の幹線につきましては、宮城県沖地震に事前に対応するための耐震化工事を中心に進めるものとしたしまして、ポンプ場につきましては既設の機械、電気設備の改築工事を中心に進めるものでございます。処理場は既設の機械、電気設備の改築工事、さらには汚水の流入増に合わせまして沈砂池設備の増設や流入放流ポンプ等の増設、水処理施設の第二系列の増設、分離濃縮で計画しております機械濃縮設備の新設、脱水設備の増設を予定しております。

以上で北上川下流流域下水道事業の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

林 山部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問やご意見承りたいと思います。

河 野 委 員 これは初めて聞いたので基本的な所からですが、便益を計算する際に6ページの便益Bというところで、トイレの水洗化のベネフィットが2行目に記載されていますが、浄化槽の設置費、これは設置費そのものを便益としているのですよね。となると、マニュアルに何が書いてあるかよく知らないのですが、高い施設を入れれば便益も高くなるということですよ。そういうのが正しい便益になるような過程というのがありますが、これだけを見ていると気持ち悪くて、値段が高ければ高いほど便益が高くなるというだけで、お金をかければ大して便益が変わらなくても高くなるんですね。なので、この方法はここだけを見ていると非常に気持ち悪いのですが、これしかないのですかね、方法的には。費用便益分析的には、これだけを見ていると私は間違いだと思うんですけども。

下 水 道 課 水洗化に関しましては、浄化槽の設置ということでマニュアルに則ればそのような形にはなっておりますので、それ以外のものと申しますと。

河 野 委 員 マニュアルにはそれ以外の方法は載っていないわけですか。その代替費用法以

外には。

下水道課 浄化槽の設置でしか載っていないものですから、その浄化槽に絡んでの設置であり、維持管理ということで、水洗化に関しての代替はそのような形ですね。

林山部会長 これはやはりマニュアルに問題が多い。今実施する事業に対してそれを止めて、他のものを持ってきたら、それを便益とするわけですね。

風間委員 マニュアルでは原単位が決まっているのですかね。

林山部会長 マニュアルを見たことがないので分からないが、おそらく決まっていないのでは。

風間委員 国交省が出しているマニュアルがあるわけですね。

下水道課 これは日本下水道協会の方で出しておりますので、下水道協会ですから国交省がやはり監修という立場に入っているはずでございます。

林山部会長 ヘドニック法のような形で、資産の上昇分を便益とする方法がありますけど、今行われている代替法は極論すると何とでも出せる方法なんですね。これは危険で、異常な例を出しますけれども、例えば道路はつくりたいと、住民のためにアクセスを高めるために道路をつくりたいと。これは利用者が何人通るか、時間短縮がどのくらいかといったことに対し、マニュアルに基づき算定しますが、それを代替法で算定する場合、道路の代替という鉄道か飛行機なんですよ。道路をつくりたいんだけど、そこに鉄道を敷いたら莫大に費用がかかるでしょう。それをもって便益としますと言ってることと全く同じことなんですよ。だから、先ほど河野委員がおっしゃった、高いものをライバルというか、代替案として持ってくれば、便益がどんどん上がってくるんですね。これは幸いなことに費用便益分析マニュアル（案）なので、別に従う必要はないんですよ。何らかの説明がつくようにしないと、なぜその浄化槽という代替案が出たのかと。極端な数字、極端な例をここで出しているとは思わないんですけども、極端に言えば先ほどの道路のかわりに鉄道を敷いたらどうなるかというのと同じことになるので。

河野委員 例えば5ページ一番下に肥田野先生の文献が引用されていますけど、そこには、便益が出ていますよね。これを使えばいいと思うんですけど。水洗化の便益とか。

林山部会長 そちらの方がいいかも知れない。代替法は使わないですね。マニュアル案にはヘドニック法を推奨するといったことは書いていないのですか。

下水道課 そうですね。

風間委員 何か読み間違いをしていないですか。

山本委員 浄化槽の金額はデータ類がないのにどうやって算出しているのか。

林山部会長 少し問題が大きいかも知れないので、これは部会長としての提案ですけれども、マニュアルのコピーを大学に送っていただければ、私の方で見ますので。数字的にはそんなに極端なものは使っていないと思うんですけれども、その質問に答えられるようにしなければ、理論武装しなければいけませんので。

下水道課 浄化槽の設置費の考え方といたしましては、単独槽であれば5人槽を想定して40万円ぐらいですね。合併浄化槽であれば90万円ぐらいというような設定の仕方はしております。

風間委員 その金額はマニュアルに出ているんですか。

下水道課 はい。

林山部会長 それを使えと書いてあるんですか。

下水道課 設置の単価についてはヒアリングすることが望ましいとは書いておりますけれども。

林山部会長 それはこの調書ではどこで反映されていますか。

下水道課 設置費の部分ですね。6ページの浄化槽設置費の、例えば石巻市なり東松島市の189億9,800万円ですか、総事業費の設置費等というところに入ってきます。

林山部会長 数字的にはそうなんですけれども、これはその値に基づいたというのはどこから読み取れるかという質問です。

下水道課 そこはちょっとこの中には記載しておりません。

林山部会長 そこはもう一回見てもらって記述してもらわないと分からない。

河野委員 ここで理論的なことを話しても仕方がないと思うんですが、こういう代替法が正しいのは、個人がこの設置費を認識して自分でお金を喜んで払いますよと、そういう喜んで払うという操作が入って初めて正しい値になるんですけれども。おそらくこの汚泥処理の施設費というのは、個人では払わないですよ。

下水道課 汚泥処理の施設といいますと、最終的に集めてどこかで処理するものなので。

河野委員 なので、費用そのものが喜んで自分で払うWTPというベネフィットの単位には簡単にはならないので、おそらくこのマニュアルをそのまま使うということは、費用便益分析的にあまり望ましくないのかなと思われま。きちんと読んでいな

いので、もしかしたらどこかでつながってくるのかも知れませんが、ぱっと見た限り、通常のコスト便益分析の考え方からいくとおかしいですね。

林 山部会長 算出根拠について、記述なり説明ができるようになった段階で、この部会で判断するという形になろうかと思うんですけども。

今、河野委員がおっしゃった事はすごく分かりやすい。個人がというのは、例えばベランダに洗濯物を干していると、トラックがたくさん走るので、すすで2回も3回も洗うことになり洗濯代がかさむのでトラックを走らせないような政策を実施しました。そしたら洗濯代が減るじゃないですか、その分が浮いたというように考えるんですよ。この場合はちょっと規模というか、個人にはあまり関わらないというか、公共でやらざるを得ないところなので。

この点について、追加説明を今すぐここで、といっても大変でしょうし、2、3行で結構なのでまとめていただいて、この代替法でどういう基準で算出したのか、先ほどの1台当たり40万円というのもありましたが、それを正確に記載していただいて、それをもとに次回判断するという形でもよろしいでしょうか。

山 本 委 員 2ページの事業費の変更状況とその要因のところでは2点あるのですが、物価の変動があったからだと書かれていて、15ページのデフレーターを見てもそれほど大きな物価の変動は無いですし、この何年か出席させてもらったこの公共事業評価部会では、むしろ事業費の減少の要因の方に物価の変動と書いてあることが多々あって、増加の要因に書くのは少し無理があるのではないかなというのが1点目です。

2点目が、これはここだけの問題ではなく、当初の見積もりの問題なので、今のご担当の方に言うのは申し訳ないのですが、実施額の大幅な相違ということが常に出てきて、何度もお聞きしているのですがどうしてもよく分からなくて、平均的な費用で見込んでいるならば、増加するものと同じ数だけ減少するものが出てこないといけないのに、減少するものというのを見たことがないんですよ、ほとんど。常に少なく見積もって、いつも多く工事費がかかっているということになっているので、それは今までいろいろ事情もあったかと思うので、それを悪く言う気はないのですが、そうだとするとやはり50%プラスで3点という点数の付け方はちょっと甘いのではないかと。だから過少に見積もることの方が得になってしまうので、これは今回だけではなくて全体的になんですが、そういった意味で、プロが見積もって今みたいに物価が上昇していない時代に5割事業費がずれるということは、やはり問題ではないかと。仮にずれても仕方がないとするならば、同じだけ減少してくるのが出てくる見積もりになっていけばよいかと思うんですが。やはりインフレーションの時代ではないわけですから、見積り額がざっくりずれてくるということには、もう少し全体的に問題意識を高めないといけないような気がします。1点目の物価の変動という理由と合わせて、もし何かあれば教えていただきたい。

下 水 道 課 物価の変動については、確かに後ろのページにあるように、それほど上がっておりません。書き方としては適当ではないと、そのようには思います。ただ、実施額との大幅な相違でございますけれども、当時はそれが正しいと思って算出し

たとは思いますが、今単純に見ますと、2ページを見ても、ポンプ場の場合ですと11億7,000万円というのが12年度の評価では8億2,000万円ということで、若干減っている部分がございます。これは、おそらく大きなポンプ場をつくらなくて、小さいポンプ場等で間に合わせている部分があるのだと思います。それと、最初の流入が少ないので小さいポンプで間に合わせるといったことがあるかと思えます。管渠につきましては、ここの部分ではちょっと分からないのですが、大きな川、鳴瀬川の下等をくぐっておりますので、そういうところでの管渠費の費用の増加等も見込まれたのかなというふうにも思えます。何せ地面の中を潜りますので、特に埋立地なんかですといろいろなものが出てまいりまして、それで難儀した場合もございます。そういうのがあって、おそらく増加したのではないかというふうにも考えております。処理場につきましてはちょっと今のところは当初の計画どおりつくっていて、大きくなった理由というのは私もよく分かりませんが、その辺は精査させていただきたい。用地費につきましてはほとんど変わっていないので、いいのかなと思えますが、処理場でどのぐらい増えたのかというのは、やはり最初の見積もりが甘かったと言われても仕方がないかなと思えます。

山本委員 個別の事業で変動するのは仕方がないと思うので、全然構わないのですが、何年も委員をやらせてもらい事業を見てきて、常に増えているというのはやはり問題が少しあるのだらうなと思って。個々の方の責任ではなくて、それをもう少し慎重に見積もるような制度にしておかないといけないのかなというように感じています。

下水道課 今後は、もう少し精度を上げるようにやっていきたいと思えます。

林山部会長 他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この事業6につきましては、まず代替法の根拠を精査した資料を次回追加していただきたいということと、物価が上昇しているというのは書きぶりを変えないといけないのかなと。デフレ傾向ですので、そこは修正していただくということになるかと思えます。あと、事業費の大幅増については、慎重に精度を高めるように。ただ、掘ってみないと分からないという部分はあるというのは当然分かっておりますので、こういった変動も過去にあったというドキュメントを残しておくことが、今後の精度を高めることにもつながるかと思えます。

事業6につきましては、今指摘のあった事項、大きくは代替法について、追加資料をお出しいただいて、次回で審議したいと思えます。

それでは、本日本日予定しておりましたのが6件で、道路2件、河川2件と海岸事業につきましては継続妥当ということにさせていただきます。最後の北上川下流域下水道事業につきましては、おそらく結論的には継続妥当となるかと思えますけれども、指摘を確認させていただいて、次回に持ち越しという形で本日は取りまとめたいと思えます。よろしいでしょうか。

長時間どうもありがとうございました。それでは、議事に戻りまして、その他についてよろしくお願ひします。

司 会 委員の皆様，長時間にわたりご審議いただき，ありがとうございました。続きまして，次第4のその他になりますが，次回部会の日程につきましてご連絡申し上げます。次回第2回部会でございますが，7月16日金曜日，午後1時30分から，この特別会議室で開催いたします。ご案内の文書は後日送付いたしますので，よろしく願いいたします。

事務局からは以上ですが，委員の皆様からご質問などございますでしょうか。

風 間 委 員 先ほどの山本委員の質問にも関連するのですが，資料2の重点評価実施基準の指標について，この点数というのは，今回初めて示したわけではなく，以前から使われていたのでしょうか。

司 会 以前からこの指標を用いており，例年第1回部会で説明いたしております。

風 間 委 員 分かりました。

司 会 その他ご質問などございませんでしょうか。では，以上をもちまして平成22年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 伊 藤 恵 子

議事録署名人 風 間 聡